

102 訪問入浴介護費

点検項目	点検事項	点検結果	
高齢者虐待防止措置未実施減算	虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、結果を職員に周知	☐ 未実施	テレビ電話装置等の活用可
	虐待の防止のための指針の整備	☐ 未実施	
	虐待の防止のための研修の定期的な実施	☐ 未実施	
	上記の措置を適切に実施するための担当者の設置	☐ 未実施	
業務継続計画未策定減算	感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定	☐ 該当	
介護職員3人が行った場合	身体の状態等に支障がない旨、主治の医師の意見の確認	☐ あり	
全身入浴が困難で、清拭又は部分浴を実施した場合	訪問時の利用者の心身の状態等から全身入浴が困難な場合であって、利用者の希望により清拭又は部分浴を実施	☐ あり	
同一建物減算	事業所と同一若しくは隣接する敷地内の建物又は事業所と同一の建物（以下「同一敷地内建物等」とする）の利用者	☐ あり	
	1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物の利用者	☐ あり	
	1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物の利用者	☐ あり	
特別地域訪問入浴介護加算	厚生労働大臣が定める地域（に所在する事業所	☐ 該当	
中山間地域等における小規模事業所加算	厚生労働大臣が定める地域＋事業者規模要件（1月当たり延べ訪問回数が20回以下）	☐ 該当	
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	厚生労働大臣が定める地域へ通常の実施地域を越えてサービス提供	☐ 該当	
初回加算	新規利用者の居宅を訪問し、サービスの利用に関する調整を行った上で、初回のサービス提供	☐ 該当	サービス提供記録等

点検項目	点検事項	点検結果		
認知症専門ケア加算 (Ⅰ)	利用者総数のうち周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症の者（日常生活自立度ランクⅡ以上の者である）の割合が直近3月間のいずれかの月で5割以上	☐	該当	毎月の記録
	認知症介護に係る専門的な研修修了者を、対象者の数が20人未満の場合は1以上、対象者が20人以上の場合は、1に当該対象者が19を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えた人数以上を配置し、チームとしての専門的な認知症ケアの実施	☐	該当	認知症介護実践リーダー研修 認知症看護に係る適切な研修
	留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に実施	☐	該当	テレビ電話装置等の活用可
認知症専門ケア加算 (Ⅱ)	認知症介護に係る専門的な研修修了者を、対象者の数が20人未満の場合は1以上、対象者が20人以上の場合は、1に当該対象者が19を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えた人数以上を配置し、チームとしての専門的な認知症ケアの実施	☐	該当	認知症介護実践リーダー研修 認知症看護に係る適切な研修
	留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に実施	☐	該当	テレビ電話装置等の活用可
	利用者総数のうち介護を必要とする認知症の者（日常生活自立度ランクⅢ以上の者である）の割合が直近3月間のいずれかの月で2割以上	☐	該当	毎月の記録
	認知症介護の指導に係る専門的な研修を終了している者を1名以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導等を実施	☐	該当	認知症介護指導者養成研修 認知症看護に係る適切な研修
	介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画の作成及び研修の実施又は実施を予定	☐	該当実施	
看取り連携体制加算	医師が医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者	☐	該当	
	看取り期における対応方針に基づき、利用者の状態又は家族の求め等に応じ、介護職員、看護職員等から介護記録等利用者に関する記録を活用し行われるサービスについての説明を受け、同意した上でサービスを受けている者（その家族等が説明を受け、同意した上でサービスを受けている者を含む。）	☐	該当	

点検項目	点検事項	点検結果		
	病院、診療所又は訪問看護ステーション（以下「訪問看護ステーション等」という。）との連携により、利用者の状態等に応じた対応ができる連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて当該訪問看護ステーション等により訪問看護等が提供されるよう、訪問入浴介護を行う日時を当該訪問看護ステーション等と調整している	☐	該当	
	看取り期における対応方針を定め、利用開始の際に、利用者又はその家族等に対して、当該対応方針の内容を説明し、同意を得ている	☐	該当	看取り期における対応指針
	看取りに関する職員研修を行っている	☐	該当	
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	1 全ての訪問入浴介護従業者に対し、従業者ごとの研修計画の作成、実施	☐	あり（含予定）	研修計画書
	2 利用者情報、留意事項伝達、技術指導等の会議（概ね月1回以上）開催	☐	定期的に実施	会議記録 テレビ電話装置等の活用可
	3 定期的な健康診断の実施	☐	全員に実施	健診受診記録等
	4 次の（一）、（二）のいずれかに適合 （一）介護職員総数のうち介護福祉士の占める割合が100分の60以上	☐	該当	
	（二）介護職員総数のうち勤続年数10年以上の介護福祉士の占める割合が100分の25以上	☐	該当	
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	1 全ての訪問入浴介護従業者に対し、従業者ごとの研修計画の作成、実施（又は実施予定）	☐	あり（含予定）	研修計画書
	2 利用者情報、留意事項伝達、技術指導等の会議（概ね月1回以上）開催	☐	定期的に実施	会議記録 テレビ電話装置等の活用可
	3 定期的な健康診断の実施	☐	全員に実施	健診受診記録等
	4 介護職員総数のうち介護福祉士の占める割合が100分の40以上又は介護福祉士、実務者研修修了者及び介護職員基礎研修課程修了者の占める割合が100分の60以上	☐	該当	

点検項目	点検事項	点検結果		
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	1 全ての訪問入浴介護従業者に対し、従業者ごとの研修計画の作成、実施（又は実施予定）	☐	あり（含予定）	研修計画書
	2 利用者情報、留意事項伝達、技術指導等の会議（概ね月1回以上）開催	☐	定期的に実施	会議記録 テレビ電話装置等の活用可
	3 定期的な健康診断の実施	☐	全員に実施	健診受診記録等
	4 次の（一）、（二）のいずれかに適合 （一）介護職員総数のうち介護福祉士の占める割合が100分の30以上又は介護福祉士、実務者研修修了者及び介護職員基礎研修課程修了者の占める割合が100分の50以上 （二）介護従業者の総数のうち勤続年数7年以上の者の占める割合が100分の30以上	☐	該当	
介護職員等処遇改善加算Ⅰ		☐	該当	
	1 賃金改善について次に掲げる（１）～（２）いずれにも適合	☐	あり	処遇改善計画書
	（１）介護職員等処遇改善加算Ⅳを算定した場合に算定することが見込まれる額の2分の1以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てること	☐	該当	
	（２）「経験・技能のある介護職員」のうち1人は賃金改善後の見込額が年額440万円以上	☐	該当	
	2 改善計画書の作成、周知、届出	☐	あり	処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	☐	あり	
	4 処遇改善に関する実績の報告	☐	あり	実績報告書
	5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	☐	なし	
	6 労働保険料の納付	☐	適正に納付	
	7 次の（一）、（二）、（三）のいずれにも適合 （一）任用の際の職責又は職務内容等の要件を書面で作成し、全ての介護職員に周知 （二）資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知	☐	あり	
		☐	あり	研修計画書

点検項目	点検事項	点検結果	
	(三) 介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを画面で作成し、全ての介護職員に周知	☐ あり	
	8 処遇改善の内容及び処遇改善に要した費用を全ての職員に周知	☐ あり	
	9 処遇改善の内容等についてインターネットの利用その他の適切な方法により公表（見える化要件）	☐ あり	
	10 サービス提供体制強化加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定	☐ 該当	
	11 令和7年3月時点で介護職員等処遇改善加算Ⅴ（１）・（３）・（５）・（６）・（８）・（１０）・（１１）・（１２）・（１４）を算定していた事業所が新規に算定する場合は、仮に旧ベースアップ等加算を算定する場合に見込まれる額の3分の2以上の基本給等の引上げの実施	☐ 該当	※令和8年3月末まで
介護職員等処遇改善加算Ⅱ	1 賃金改善について次に掲げる（１）～（２）いずれにも適合	☐ あり	処遇改善計画書
	（１）介護職員等処遇改善加算Ⅳを算定した場合に算定することが見込まれる額の2分の1以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てること	☐ 該当	
	（２）「経験・技能のある介護職員」のうち1人は賃金改善後の見込額が年額440万円以上	☐ 該当	
	2 改善計画書の作成、周知、届出	☐ あり	処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	☐ あり	
	4 処遇改善に関する実績の報告	☐ あり	実績報告書
	5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	☐ なし	
	6 労働保険料の納付	☐ 適正に納付	
	7 次の（一）、（二）、（三）のいずれにも適合	☐ あり	
	（一）任用の際の職責又は職務内容等の要件を画面で作成し、全ての介護職員に周知	☐ あり	

点検項目	点検事項	点検結果		
	(二)資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知	☐	あり	研修計画書
	(三)介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組みを画面で作成し、全ての介護職員に周知	☐	あり	
	8 処遇改善の内容及び処遇改善に要した費用を全ての職員に周知	☐	あり	
	9 処遇改善の内容等についてインターネットの利用その他の適切な方法により公表（見える化要件）	☐	あり	
	10 令和7年3月時点で介護職員等処遇改善加算Ⅴ（１）・（３）・（５）・（６）・（８）・（１０）・（１１）・（１２）・（１４）を算定していた事業所が新規に算定する場合は、仮に旧ベースアップ等加算を算定する場合に見込まれる額の3分の2以上の基本給等の引上げの実施	☐	該当	※令和8年3月末まで
介護職員等処遇改善加算Ⅲ	1 介護職員等処遇改善加算Ⅳを算定した場合に算定することが見込まれる額の2分の1以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てること	☐	該当	処遇改善計画書
	2 改善計画書の作成、周知、届出	☐	あり	処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	☐	あり	
	4 処遇改善に関する実績の報告	☐	あり	実績報告書
	5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	☐	なし	
	6 労働保険料の納付	☐	適正に納付	
	7 次の（一）、（二）、（三）のいずれにも適合	☐	あり	
	（一）任用の際の職責又は職務内容等の要件を画面で作成し、全ての介護職員に周知	☐	あり	
	（二）資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知	☐	あり	研修計画書
	（三）介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組みを画面で作成し、全ての介護職員に周知	☐	あり	

点検項目	点検事項	点検結果		
	8 処遇改善の内容及び処遇改善に要した費用を全ての職員に周知	☐	あり	
	9 令和7年3月時点で介護職員等処遇改善加算Ⅴ（１）・（３）・（５）・（６）・（８）・（１０）・（１１）・（１２）・（１４）を算定していた事業所が新規に算定する場合は、仮に旧ベースアップ等加算を算定する場合に見込まれる額の３分の２以上の基本給等の引上げの実施	☐	該当	※令和8年3月末まで
介護職員等処遇改善加算Ⅳ	1 介護職員等処遇改善加算Ⅳを算定した場合に算定することが見込まれる額の２分の１以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てること	☐	該当	処遇改善計画書
	2 改善計画書の作成、周知、届出	☐	あり	処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	☐	あり	
	4 処遇改善に関する実績の報告	☐	あり	実績報告書
	5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	☐	なし	
	6 労働保険料の納付	☐	適正に納付	
	7 次の（一）、（二）のいずれにも適合	☐	あり	
	（一）任用の際の職責又は職務内容等の要件を書面で作成し、全ての介護職員に周知	☐	あり	
	（二）資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知	☐	あり	研修計画書
	8 処遇改善の内容及び処遇改善に要した費用を全ての職員に周知	☐	あり	
	9 令和7年3月時点で介護職員等処遇改善加算Ⅴ（１）・（３）・（５）・（６）・（８）・（１０）・（１１）・（１２）・（１４）を算定していた事業所が新規に算定する場合は、仮に旧ベースアップ等加算を算定する場合に見込まれる額の３分の２以上の基本給等の引上げの実施	☐	該当	※令和8年3月末まで